

# お 知 ら せ

件 名	幾春別川総合開発事業の検証に係る検討について ～「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催～
-----	--

## お知らせ内容

平成22年9月28日付け国土交通大臣からの指示を受け、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」（平成22年9月、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議）に沿って、北海道開発局は「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設立することとし、第1回を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

検討の場の規約（案）は資料1のとおりです。

### 記

#### 第1回 幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場

- 日時：平成22年12月20日（月） 10：00～11：15
- 場所：岩見沢市自治体ネットワークセンター4階 マルチメディアホール  
岩見沢市有明町南1番地20（資料2参照）
- 議事
  - ・規約について
  - ・今後の検討の進め方について
  - ・流域の概要について
- 会議の公開について
  - ・検討の場は公開で開催します。
  - ・会議資料、議事録は原則として公表します。
  - ・一般の方の傍聴及び報道機関の取材に関する詳細については資料3のとおりです。

問 合 せ 先	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
	北海道開発局 河川計画課	河川調整推進官	石川 伸	011-709-2311 内線5288
	北海道開発局 河川計画課	流域治水専門官	根本 深	011-709-2311 内線5297

## 幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 検討の場は、検討主体による幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「再評価実施要領細目」という。）に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

（検討主体）

第 3 条 検討主体とは、国土交通省北海道開発局をいう。検討主体は、再評価実施要領細目に基づき、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

（検討の場）

第 4 条 検討の場は、別紙で構成される。

- 2 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

（情報公開）

第 5 条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場は傍聴することができる。なお、傍聴者は意見を述べることはできない。
- 3 検討の場に提出した資料は、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料は、検討の場の構成員の過半数の了解を得て非公開とすることができる。

（事務局）

第 6 条 検討の場の事務局は、国土交通省北海道開発局建設部及び札幌開発建設部に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

（規約の改正）

第 7 条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

（その他）

第 8 条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

（附則）

この規約は、平成 22 年 1 月 20 日から施行する。

「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

**【構成員】**

北海道知事

札幌市長

岩見沢市長

美唄市長

江別市長

三笠市長

石狩市長

当別町長

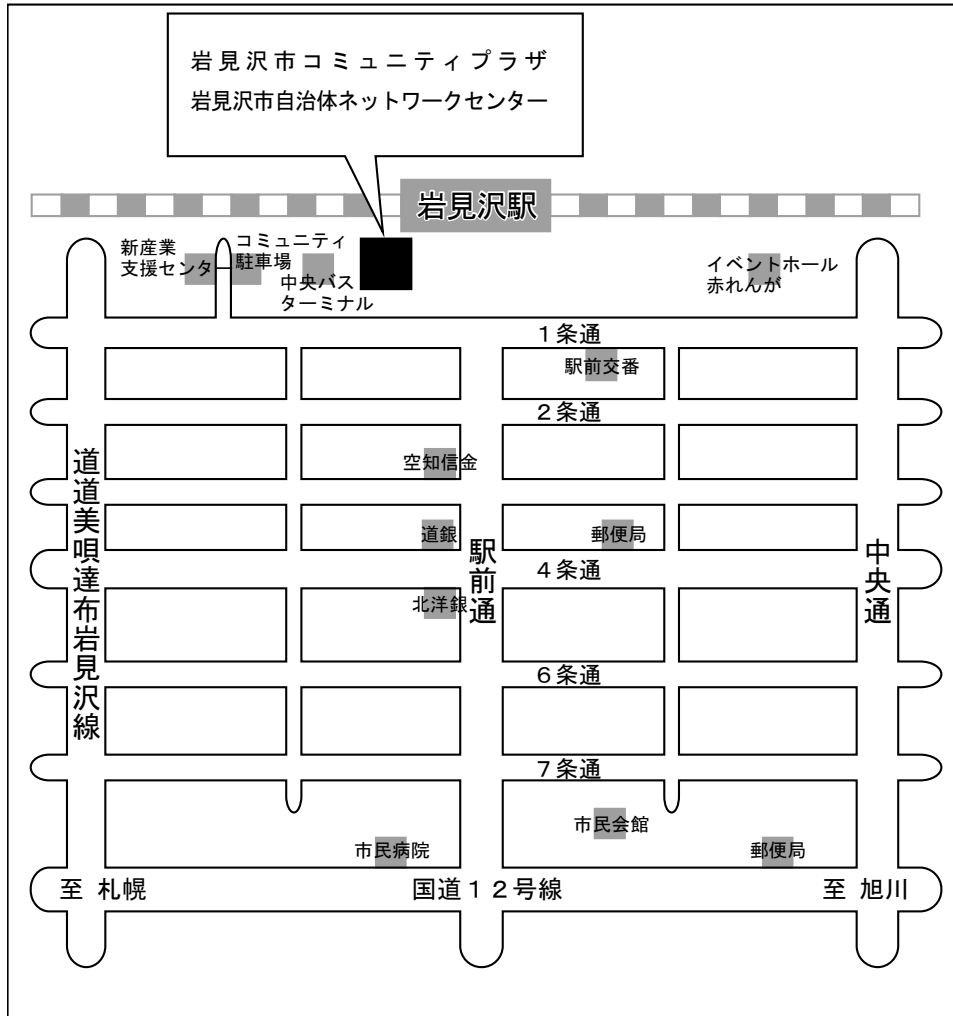
新篠津村長

**【検討主体】**

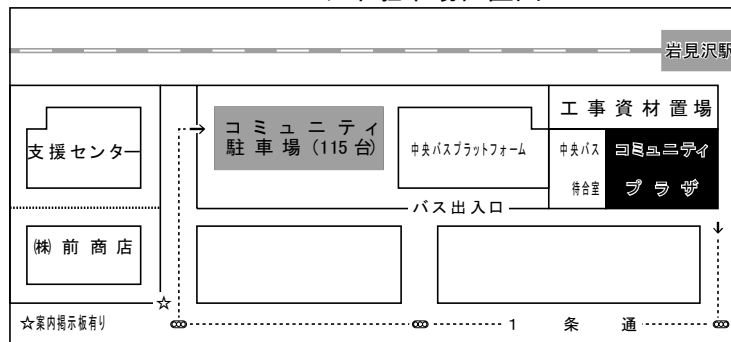
北海道開発局長

(注) 代理出席を認めるものとする。

岩見沢市自治体ネットワークセンターへのアクセス



コミュニティ駐車場位置図



※駐車場は有料です。

■住所

北海道岩見沢市有明町南1番地20

■交通アクセス

最寄り駅 JR 岩見沢駅 隣接  
中央バス岩見沢ターミナル 併設

## 「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」 の公開について

北海道開発局

### 1. 一般の方の傍聴について

#### (1) 傍聴の手続きと入場について

- ・事前の登録は不要です。
- ・傍聴される方は受付で必要事項を記入してください。
- ・会場の都合上、傍聴者が多い場合には入場制限をさせていただくことがあります。ご了承ください。
- ・会場への入場については係員の指示に従ってください。

#### (2) 傍聴に際しての注意事項

- ・携帯電話の電源を切るか、マナーモードにし、使用をお控えください。
- ・会場内での飲食はご遠慮ください。
- ・手荷物・貴重品の管理は各自にてお願いします。
- ・会場では着席のうえ、静粛に傍聴してください。発言、拍手、ビラ・プラカードの持ち込み、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により自らの意見等を表明することはできません。
- ・円滑な運営を図るため、フラッシュ等を用いてのビデオ・カメラ等での撮影は冒頭の挨拶までの間とさせていただきます。また、傍聴席より前方での撮影はご遠慮ください。
- ・その他、会場等の秩序を乱す行為や、議事を妨害する行為はできません。
- ・傍聴される方は、上記留意事項のほか係員の指示に従ってください。以上のこととお守りいただけないときは、退場していただく場合があります。

### 2. 報道機関の取材について

- ・報道機関の皆様には記者席を設ける予定ですので、当日の取材を希望される場合は事前登録をお願いします。12月17日(金)13時までに、別紙1「取材申込書」を記入の上、北海道開発局札幌開発建設部広報官宛てにFAXにて提出願います。
- ・当日会場入り口にて受付名簿の記入をお願いします。
- ・フラッシュ等を用いてのビデオ・カメラ等での撮影は冒頭の挨拶までの間とさせていただきます。
- ・会場内では、必ず社名入りの腕章を着用し、会場の係員の指示に従ってください。
- ・取材に必要な電源は、各社にてご用意ください。

北海道開発局 札幌開発建設部 広報官 宛  
(FAX 011-631-6018)

## 取材申込書

以下の取材を希望する場合は、この様式により、  
平成22年12月17日(金) 13:00までに札幌開発建設部広報官宛てにFAXでお申し込み  
ください。

### 第1回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場

日時：平成22年12月20日(月) 10:00~11:15

場所：岩見沢市自治体ネットワークセンター 4階 マルチメディアホール (資料2参照)  
(岩見沢市有明町南1番地20)

■所属クラブ (所属するクラブに○をつけてください)

- ・ 国土交通記者クラブ
- ・ 北海道開発記者クラブ
- ・ 北海道建設記者会
- ・ その他 ( )

■会社名及び部署名

■取材者 役職・氏名 (カメラクルー含め全員の役職・氏名を記載願います。)

① (代表者) \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

③ \_\_\_\_\_

■ 連絡先 (代表者の連絡先：携帯電話番号等) \_\_\_\_\_

◎ テレビカメラの有無 有り・なし (該当するものに○をつけてください)